平成２８年（フ）第１１１９号
神奈川県大和市渋谷１丁目16番地８　エーデルハイム渋谷102
債務者　松下　彰宏
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８６号
愛知県半田市亀崎高根町５丁目84番地　Ｌａ　Ｖｉｅ38　Ｃ棟101号
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９４号
埼玉県草加市八幡町1211番地　第２駒崎マンション201号
債務者　吉沢　好美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　重雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９９８号
札幌市白石区本通17丁目南４番36―202号
債務者　相原　久範
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４６０号
大阪市北区黒崎町９番７号
債務者　中華料理東紅園こと中華料理桃苑こと　江藤　伸樹
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７０８号
大阪市大正区泉尾４丁目13番５号
債務者　荒木雅之こと　**荒**木　雅之
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５４号
大阪府豊中市東泉丘２丁目６番15―302号
債務者　山崎知奈美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７４号
大阪府門真市舟田町10番11号
債務者　足立　智博
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５４号
大阪府茨木市五十鈴町17番48号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目６番３号　深和マンション203
債務者　今西　貴博
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０１号
大阪市西成区山王２丁目14番２―607号
債務者　池田　晴一
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１６号
大阪市浪速区恵美須西２丁目12番６―406号
債務者　相沢　亜弓
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４９号
大阪府大東市諸福６丁目８番29号　丸井ハイツ107号
債務者　吉住　卓司
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５５号
大阪市生野区生野東４丁目６番11号　フルタハイツ　205
債務者　金光時美こと　金　　時美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０４号
大阪府八尾市山本町２丁目４番５―203号
債務者　穴水　妙子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１３号
大阪市東淀川区瑞光４丁目７番19号瑞光東マンション303号
債務者　宮村　敏典
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１９号
大阪府八尾市高砂町１丁目22番地の９　フォーユー八尾北
債務者　広瀬幸雄こと廣瀬幸雄こと　**廣**瀬　幸雄
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１号
山形市泉町17番30号
債務者　サンコーポレーションこと　太田　満
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
山形地方裁判所民事部